

議第100号

滋賀県職員の特 殊勤務手当に 関する条例の 一部を改正す る条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の特 殊勤務手当に 関する条例の 一部を改正す る条例

滋賀県職員の特
殊勤務手当に
関する条例（
昭和49年滋
賀県条例第
7号）の一
部を次のよ
うに改正す
る。

第8条第1項第4号ア中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下この条において「児童相談所」という。）に勤務する保健師で児童、その保護者等に対する指導、相談等の業務に従事したもの

第8条第2項第1号中「から第3号までおよび第4号イ」を「および第5号イ」に改め、同項第2号中「前項第4号ア」を「前項第5号ア」に、「300円」を「480円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前項第2号および第4号に掲げる職員 従事した日1日につき950円

(3) 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき610円（児童相談所に勤務する職員にあつては、950円）

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、令和2年4月1日から適用する。